マイナンバー(個人番号)を記載した申告書等の提出時の本人確認について



愛知県の県税事務所では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法) 第16条に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した申告書等の提出の際は、「本人確認」をさせていただきます。本人 確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは、以下のとおりです。

★県税に関する証明等申請時の「本人確認」とは異なります。

- ◎ 有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。
- ◎ 法人番号については、番号法に基づく本人確認は行いません。

番号確認・身元確認とは?

- ■番号確認・・・「正しい個人番号であることの確認」
- ■身元確認・・・「申告者等が、個人番号の正しい持ち主で あることの確認」

本人が申告書等を提出する場合 ※郵送時は、写しを同封してください。

◎ア~エのいずれかの組合せの書類を ご用意ください。

本人確認 納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。 番号確認 身元確認 ァ マイナンバーカード(個人番号カード) マイナンバーカードの表面 の裏面 【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 □ 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 愛護手帳(療育手帳) / 在留カード / 特 1 別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身 分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者 手帳 通知カード※¹ П ※1 令和2年5月25日の廃止以後も、 【身分証明書(以下の書類から1点)】 □ 氏名、住所等の記載事項に変更がな 公的医療保険の被保険者証 /児童扶養手当証書 / 特別児童扶養 ゥ い場合又は廃止前までに記載事項に 手当証書 ついて正しく変更手続がとられてい る場合に限り、利用できます。 【身分証明書(以下の書類から2点)】 $\Box\Box$ なお、個人番号通知書は、確認書 年金手帳 / 基礎年金番号通知書 / 学生証(顔写真なし) / 身分証 類として利用できません。 明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真 ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明 (個人番号が記載されたもの) 書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し (謄本若しくは抄本も可) エ / 住民票の写し※² / 住民票記載事項証明書※² / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉 徴収票 / 特定口座年間取引報告書 / 未成年者口座年間取引報告書 ※2 番号確認の書類に通知カードを利用する場合に限ります。

本人確認			
		納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。	
本人の番号確認		代理人の身元確認	代理権の確認
ア		【以下の書類から1点】 □	
		代理人のマイナンバーカード、運	
		転免許証、運転経歴証明書、パス	
		ポート、身体障害者手帳、精神障	
		害者保健福祉手帳、愛護手帳(療	
		育手帳)、在留カード、特別永住者	
		証明書、税理士証票、顔写真付き	
		学生証、顔写真付き身分証明書、	
		顔写真付き社員証、顔写真付き資	
		格証明書、戦傷病者手帳	
	【以下の書類の写し】 ロ	◎代理人が法人の場合(以下のい	
	・本人のマイナンバーカード(両面)	ずれかの書類+当該法人との関係	
	・通知カード※ ¹ □	を証する社員証等)	・委任状原本 ロ (任意代理人の場合) ・戸籍謄本(法定代理人の場合)
	※1 令和2年5月25日の廃止以後も、 氏名、住所等の記載事項に変更がな い場合又は廃止前までに記載事項に ついて正しく変更手続がとられてい る場合に限り、利用できます。	登記事項証明書、印鑑登録証明書、	
		地方税・国税・社会保険料・公共	
		料金の領収書、納税証明書	
1	なお、個人番号通知書は、確認書	【 <u>以下の書類から2点</u> 】ロ ロ	• 税務代理権限証書
	類として利用できません。	公的医療保険の被保険者証、年金	・本人しか持ち得ない書類
	・住民票の写しや住民票記載事項証	手帳、基礎年金番号通知書、児童	(例:マイナンバーカード、保険
	明書(個人番号が記載されたもの)	扶養手当証書、特別児童扶養手当	証)
		証書、学生証(顔写真なし)、身分	
		証明書(顔写真なし)、社員証(顔	
		写真なし)、資格証明書(顔写真な	
		し)、国税・地方税・社会保険料・	
		公共料金の領収書、納税証明書、	
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写	
		し (謄本若しくは抄本も可)、住民	
		票の写し※2、住民票記載事項証明	
		書※ ² 、母子健康手帳、特別徴収税	
		額通知書、退職所得の特別徴収票、	
		納税通知書、源泉徴収票、特定口	
		座年間取引報告書	
		※ ² 番号確認の書類に通知カードを 利用する場合に限ります。	